

福岡市子ども読書活動推進計画（第4次）の策定について

小学校教育課

中学校教育課

1 目的

本市では「福岡市子ども読書活動推進計画」を策定し、家庭・地域・学校・図書館などが連携して、子どもの読書活動の推進に取り組んでいる。令和4年度は、平成29年度に策定した第3次計画の計画期間が終了することから、これまで行ってきた取組の成果と課題を整理し、子どもの読書活動推進に関する基本的な考え方や施策の方向性について明らかにするため、第4次計画を策定する。

2 経過

平成 13年12月「子ども読書活動の推進に関する法律」施行
 14年8月「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定(国)
 17年3月「福岡市子ども読書活動推進計画」(平成17～22年度)策定
 23年5月「福岡市子ども読書活動推進計画(第2次)」(平成23～28年度)策定
 25年5月「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第3次)」策定(国)
 29年5月「福岡市子ども読書活動推進計画(第3次)」(平成29～令和4年度)策定
 30年4月「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第4次)」策定(国)

3 計画期間 令和5年度～令和10年度（6年間）

4 策定方法

関係各課で構成する「福岡市子ども読書活動推進計画関係課会議」において、計画案を作成する。また、外部委員で構成する「福岡市子ども読書活動推進計画策定検討委員会」を設置し、計画案に対する意見を聴取する。

いずれも、第3次計画の推進について包括的に検討してきた「子ども読書活動推進会議」委員を中心に構成する。

5 策定の流れ

